

静岡県告示第789号

清水港の臨港地区内の分区の変更に当たり、関係図書を静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課、静岡県清水港管理局及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

なお、意見のある者は告示の日から二週間以内に静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課又は静岡県清水港管理局に申し出ることができる。

令和4年12月2日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

折戸地区

工業港区 静岡市清水区折戸の一部

マリーナ港区 静岡市清水区折戸の一部